

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例を廃止する
条例

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和2年長野市条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定による協議又は旧条例第7条第1項若しくは第2項の規定による説明をしている旧条例第2条第2号に規定する特定事業（この条例の施行前に着手したものを除く。）であって、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号）第36条の規定により同条例の全部又は一部の規定が適用されないものについては、旧条例は、当該特定事業がこの条例の公布の日から1年を経過する日までの間に着手されたときに限り、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定による届出がされている旧条例第2条第2号に規定する特定事業（前項の規定の適用を受けるものを除く。）であって、旧条例第12条の規定による報告がされていないものについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。